

福祉医療費の受給方法をご確認ください

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

●福祉医療費給付金制度とは

お子さんや、障がい者、母子・父子家庭の方に対し、医療機関等に受診し窓口でお支払いする保険適用の自己負担分の一部を町が助成することにより、福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

●8月より、18歳^{*1}までのお子さんの医療費の給付方式が変更されました

18歳^{*1}までのお子さんは、8月から「現物給付方式」に変更となり、各医療機関でのお支払いが1レセプト^{*2}あたり300円になります。（ただし、柔道整復の診療は現物給付方式にはなりません）

※1 18歳に到達後最初の3月31日

※2 レセプトとは、1月ごと作成される診療報酬明細書です。同じ医療機関でも、入院・外来、医科・歯科別に作成されます。薬局では医療機関が発行した処方せんごとに作成されます。受給者負担金（300円）は、レセプトごとにお支払いいただきます。

18歳^{*1}までの方は、7月に送付された**水色の受給者証**を、受診の都度、医療機関窓口で提示してください

●受給方法

○長野県内の医療機関・薬局を受診するとき

- (1) 医療機関等窓口で「福祉医療費受給者証」と、保険証を提示して受診してください。
- (2) 受給者負担金（300円/1レセプト）のみお支払いください。

※柔道整復師の診療は、現物給付となりません。今までどおり医療機関窓口で自己負担額をお支払いいただき、後日町より口座に振り込みます。受給者証の提示により、通常町への申請は必要ありません。

○長野県外の医療機関・薬局を受診するとき

○受給者証を使用しなかったとき（病院で対応できない、提示し忘れ等）

○治療用装具を作成したとき

- (1) 医療機関等窓口で今まで通り自己負担分（総医療費の3割又は2割）をお支払い後、領収書をもってください。
 - (2) 領収書をお持ちになり、役場窓口で申請してください。約2か月後に口座に振り込みます。
- ・18歳^{*1}までの方は、7月までの「自動給付方式」用の受給者証（若草色）は有効期間内であっても使用できません。役場に返還するか、ハサミで切るなどして破棄してください。
 - ・18歳^{*1}を過ぎた方は給付方式の変更はありません。若草色の受給者証を提示し、今まで通り自己負担分を医療機関等でお支払いください。

●富士見町身体障害者福祉協会に入会しませんか

問 事務局(住民福祉課 社会福祉係) ☎62-9144

富士見町身体障害者福祉協会は、身体障害者の自立と社会参加の促進、福祉の充実など社会福祉の増進に努め、住みよい社会の実現を目指す会です。これまで、上部団体と連携し、障がい者の生活水準を高める活動を行ってきました。これらの地道な活動が実を結び、現在の障害者福祉サービスが発展を遂げてきました。

これからも会員の親睦を図り、互いに手を取り助け合い、住みよい環境づくりを進めていくことが必要です。身体障害者手帳をお持ちの方の入会をお待ちしています。入会希望の方は事務局（住民福祉課 社会福祉係）へご連絡ください。後日、入会案内の連絡をいたします。